

株 主 各 位

千葉県東金市東金582番地
南総通運株式会社
代表取締役社長 今井利彦

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県東金市東金538番地3
南総通運東金バイパスビル2階
昨年と会場が異なりますのでご注意ください。
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

〇お願い： 当日ご出席いただく際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。中国をはじめとする新興国経済の減速懸念、米中による貿易摩擦懸念、英国のEU離脱問題等、海外の地政学的リスク要因に加え、消費税率の引き上げ、新型コロナウイルス感染症の影響から停滞や混乱が生じ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、ドライバーや技能スタッフなどの人材不足が慢性化してきており、経営環境は一層厳しさを増しました。また、働き方改革に伴う人件費の上昇により、依然として厳しい環境下にあります。

このような経営環境の下で当社グループは、お客様の立場に立ったより良い物流サービスを提案、提供し、既存顧客との取引拡大と新規顧客の開拓を積極的に推進するとともに、コスト削減のため輸送の効率化と経費節減にも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収入は、144億2千7百万円（前期比5.4%増）となりましたが、営業利益は14億2千9百万円（前期比△3.9%減）、経常利益は14億1千9百万円（前期比△3.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億3百万円（前期比△3.5%減）となりました。

(2) 企業集団の事業セグメント別営業収入

事業セグメント別	営業収入	構 成 比	前 期 増 減 比
	百万円	%	%
貨物自動車運送事業	5,460	37.9	8.3
倉庫事業	3,655	25.3	11.5
附帯事業	3,893	27.0	0.8
不動産事業	956	6.6	△6.7
建設事業	626	4.4	△31.2
その他の事業	405	2.8	0.8
セグメント間の内部営業収入	△571	△4.0	△31.4
合 計	14,427	100.0	5.4

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第108期 (2017年3月期)	第109期 (2018年3月期)	第110期 (2019年3月期)	第111期 (2020年3月期) 当連結会計年度
営業収入	12,502	13,493	13,686	14,427
親会社株主に帰属する当期純利益	908	964	935	903
1株当たり当期純利益	182.44円	193.66円	187.93円	181.39円
総 資 産	26,682	26,930	28,226	29,174

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

②事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第108期 (2017年3月期)	第109期 (2018年3月期)	第110期 (2019年3月期)	第111期 (2020年3月期) 当期
営業収入	10,140	10,635	11,249	11,930
当期純利益	770	782	802	808
1株当たり当期純利益	154.62円	157.07円	161.25円	162.35円
総 資 産	23,281	23,330	24,740	25,461

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米中の貿易摩擦問題、英国のEU離脱問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府による外出自粛要請、休業要請等の影響により、消費が急激に減退するなど、想定を上回る厳しい事業環境が続いております。今後、新型コロナウイルスの感染拡大が当社業績に与える影響は現状では把握できない状況ですが、その影響を最小限に抑えるため、諸経費節減を全社的に実施するとともに万が一、コロナウイルス感染者が出た場合の事業継続を図るため、非常事態業務運営体制を整えております。

このような状況の下、当社グループは一丸となってより良いサービスの提供と一層の営業力の強化に鋭意努力してまいりる所存であります。また、燃油価格の動向が経営成績に大きな影響を与えると認識しており、引き続き注視をしてまいります。さらに、エコドライブ・アイドリングストップの徹底等の省エネルギー対策をさらに推進し、コスト抑制を実施してまいります。

2020年度は、お客様との信頼関係を構築し、より高品質なサービスの提供と新たな改善提案能力を積極的に発揮するため、「自ら考え、行動する」を全社経営行動指針とし、「事業拡大」、「収益化構造の構築」、「人材育成と採用」、「働き方改革の実現」、「安全・衛生の推進強化」を基本方針として掲げ、実行してまいります。

また、近年は異常気象や自然災害の頻発など地球温暖化に起因する環境問題が深刻な課題となっております。この課題に対し当社グループは、CO₂排出量の削減、リサイクル推進による廃棄物の削減、環境関連法の遵守により環境問題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況
子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
南総総業株式会社	10百万円	100%	清涼飲料製造及び補助作業
南総建設株式会社	20百万円	100%	建設業
南総タクシー株式会社	10百万円	99.9%	一般乗用旅客自動車運送事業

(8) 主要な事業内容

区域貨物運送業、倉庫業、その他運送に附帯する事業、不動産業、清涼飲料水製造及び補助作業、建設業、各種製造業請負、一般乗用旅客自動車運送事業

(9) 主要な営業所及び事業所

- ① 当 社 本 社 千葉県東金市東金582番地
支 店 東金支店（千葉県東金市）
茂原支店（千葉県長生郡長柄町）
佐倉支店（千葉県佐倉市）
千葉支店（千葉市中央区）
茂原中央支店（千葉県長生郡長柄町）
茨城支店（茨城県稲敷市）
事業所 茂原東郷事業所（千葉県茂原市）
営業所 埼玉営業所（埼玉県本庄市）

- ② 子 会 社 南総総業株式会社 千葉県東金市東金
南総建設株式会社 千葉県東金市東金
南総タクシー株式会社 千葉県東金市東金

(10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
844名	(増)38名

(11) 借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,516
株 式 会 社 京 葉 銀 行	638
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	512
銚 子 信 用 金 庫	300
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	125

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,979,400株（自己株式20,600株を除く。）
- (3) 株主数 542名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
総 和 商 事 株 式 会 社	2,540	5.1
自 社 従 業 員 持 株 会	2,201	4.4
今 井 利 彦	1,917	3.8
土 屋 任	1,801	3.6
今 井 八 重 子	1,689	3.3
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,600	3.2
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,500	3.0
宮 田 修	1,493	2.9
中 村 隆 則	1,328	2.6
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR. INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,250	2.5

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	中 村 隆 則	南総建設株式会社代表取締役会長 南総タクシー株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	今 井 利 彦	
専務取締役	今 関 仁 孝	営業本部長
専務取締役	伊 藤 和 久	茂原中央支店長
取締役 常務執行役員	平 原 裕 之	佐倉支店長
取締役執行役員	青 木 勝 也	茂原支店長
取締 役	菅 野 茂 徳	菅野法律事務所代表 アストライ債権回収会社取締役
常勤監査役	鶴 岡 和 雄	
監 査 役	能 川 浩 二	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター所長
監 査 役	大 坪 照 康	株式会社新千葉カントリー倶楽部代表取締役
監 査 役	菊 地 豊	

- (注) 1. 取締役菅野茂徳氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役能川浩二、大坪照康、菊地豊の各氏は、社外監査役であります。
 3. 菅野茂徳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名 148百万円 (うち社外取締役 1 名 2 百万円)
 監査役 4 名 12百万円 (うち社外監査役 3 名 5 百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	菅 野 茂 徳	当期開催の取締役会12回のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、報酬額は極めて少額であり、意思決定に影響を及ぼすことはないと判断しております。また、同氏が取締役を務めるアストライ債権回収会社と当社との間に、特別な取引関係はありません。

② 監査役

主な活動内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	能 川 浩 二	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 坪 照 康	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 地 豊	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 1. 監査役能川浩二氏が所長を務める独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センターと当社との間に、特別な取引関係はありません。
2. 監査役大坪照康氏が代表取締役を務める株式会社新千葉カントリー倶楽部と当社との間に、特別な取引関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,550千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の妥当性及び適切性を確認するとともに、取締役会、関係各部署からの報告、聴取を通じて、従前の事業年度における職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬額を相当であると確認したものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法上の監査の報酬等を含めております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新収益認識基準適用に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「南総通運グループ コンプライアンスガイドライン」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び使用人の法令遵守体制の強化推進を行う。

- (2) コンプライアンス担当責任部署により、役職員に対し教育・研修を継続的に行う。
 - (3) 監査役は取締役及び使用人の職務の遂行について監査を行う。
 - (4) 社長直轄の内部統制監査室を設置し、取締役及び使用人のその職務の執行においての法令、定款及び社内規程の遵守状況について監査を行う。
 - (5) 内部通報体制を整備し、取締役及び使用人の法令・定款違反を未然に防止するとともに違反行為に対しては、懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - (6) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては警察・弁護士等と連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行に係る電磁的記録を含む重要な文書、情報については「文書管理規程」に従い保存期間、責任部署を規定し保管、管理する。
 - (2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの保管された文書、情報を閲覧することができる。
 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスクの管理体制を明確化し、有事の際の迅速かつ適切な緊急連絡体制と緊急事態に対する体制を整備する。
 - (2) 内部統制監査室は各責任部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (3) 役職員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
 - (4) 取締役会は、リスク管理体制につき定期的な見直しを行う。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 決裁規程を定め、重要性に応じた意思決定を迅速に行う。
 - (2) 組織規程、業務分掌把握規程等の規定を定め、業務を効率的に遂行する。
 - (3) 取締役会は、中長期経営計画・戦略を策定し、その進捗等につき定期的な検証を行う。
 - (4) 監査役またはその補助人はこれらの業務運営の内部監査を行い、これらの体制の検証を行う。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につき、グループとしての管理体制を整備する。
 - (2) グループ各社は、当社と情報共有、連絡体制の強化を図る。
 - (3) 内部統制監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施する。
 - (4) グループ各社の取締役及び使用人は経営状況、財務状況につき当社取締役会等において定期的に報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数、求められる資質等を協議の上、適切に配置する。
 - (2) 監査役の補助に当たる使用人は、監査役の指揮命令の下業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (3) 監査役の補助に当たる使用人の任命、異動、懲戒等については、監査役の意見、同意を得て行うものとする。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役の補助に当たる使用人の業務が円滑に行われるように監査環境の整備に協力する。
7. 監査役に報告をするための体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従い取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (3) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期報告する。
 - (4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそれらのおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社担当部署に報告する。
 - (5) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の事業の状況、コンプライアンス、内部統制システムの整備・運用状況につき当社担当部署に定期報告する。
 - (6) グループ会社より報告を受けた当社担当部署は直ちに監査役に報告する。
 - (7) 内部通報体制の対象にグループ会社を含め、重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

- (8) 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に報告の義務を負わない。
 - (9) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求める事ができる。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還等を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べる事ができるよう、取締役会その他重要な会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役職務の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、意見交換、グループ会社調査等の監査役職務の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (3) 監査役は、監査の実施及びその活動に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ各社は、金融商品取引法その他法令等に基づき、有効かつ適正な内部統制の体制の整備をするとともに、会計監査人との連携を図り、継続的に財務報告及び体制の検証を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）におきましては、基本方針に基づき以下の取組みを行っております。

- 1. 当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の内部統制監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- 2. 当社及びグループ各社の役職員に対し、社内研修において、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、教育、説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。
- 3. 当社の定例取締役会にグループ各社の取締役が出席し、経営状況、財務状況及び内部統制システムの運用状況等の報告を継続して行っております。
- 4. 内部統制監査室は、年間活動計画に基づき、当社及びグループ各社の各部門の業務執行につき監査を実施し、その結果につき代表取締役へ報告を行っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,027,927	流 動 負 債	5,922,279
現金及び預金	4,158,122	支払手形 及び営業未払金	655,019
受取手形 及び営業未収金	1,764,165	短期借入金	2,534,880
その他	106,115	一年内返済予定 長期借入金	640,987
貸倒引当金	△475	未払法人税等	272,494
固 定 資 産	23,146,182	賞与引当金	275,445
有形固定資産	21,979,895	その他	1,543,453
建物及び構築物	5,992,548	固 定 負 債	4,981,171
機械装置及び運搬具	522,484	長期借入金	3,774,760
土地	14,460,562	繰延税金負債	50,811
建設仮勘定	860,046	役員退職慰労引当金	316,362
その他	144,254	退職給付に係る負債	321,681
無形固定資産	181,681	資産除去債務	28,927
投資その他の資産	984,605	預り保証金	488,629
投資有価証券	393,701	負 債 合 計	10,903,450
繰延税金資産	364,011	純 資 産 の 部	
その他	251,454	株 主 資 本	18,113,631
貸倒引当金	△24,561	資本金	538,500
資 産 合 計	29,174,110	資本剰余金	497,585
		利益剰余金	17,092,556
		自己株式	△15,010
		その他の包括利益累計額	156,916
		その他有価証券評価差額金	156,916
		非支配株主持分	110
		純 資 産 合 計	18,270,659
		負 債 純 資 産 合 計	29,174,110

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収入		14,427,045
営業支出		12,219,830
営業総利益		2,207,215
一般管理費		778,070
営業利益		1,429,144
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,591	
受取手数料	2,854	
受取助成金	5,554	
受取保険金	2,068	
車輜売却益	13,569	
その他の	2,017	35,655
営業外費用		
支払利息	45,182	
その他	0	45,182
経常利益		1,419,618
特別利益		
受取保険金	43,257	43,257
特別損失		
減損損失	49,921	
災害による損失	41,231	
固定資産除売却損	6,810	97,963
税金等調整前当期純利益		1,364,912
法人税、住民税及び事業税	460,470	
法人税等調整額	1,249	461,719
当期純利益		903,192
非支配株主に帰属する当期純利益		△5
親会社株主に帰属する当期純利益		903,198

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	538,500	497,585	16,363,636	△15,010	17,384,712
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△174,279		△174,279
親会社株主に帰属する当期純利益			903,198		903,198
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	728,919	—	728,919
2020年3月31日残高	538,500	497,585	17,092,556	△15,010	18,113,631

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	161,736	161,736	116	17,546,565
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△174,279
親会社株主に帰属する当期純利益				903,198
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4,819	△4,819	△5	△4,825
連結会計年度中の変動額合計	△4,819	△4,819	△5	724,094
2020年3月31日残高	156,916	156,916	110	18,270,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の3社であり、全ての子会社を連結しております。

南総総業株式会社

南総建設株式会社

南総タクシー株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

③ 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準

工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。

上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

決算日における工事進捗度の見積方法

工事進行基準における原価比例法によっております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外費用の「車輛除売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。なお、当連結会計年度における「車輛除売却損」の金額は0千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,658,112千円
土地	10,967,208
計	12,625,320

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,409,880千円
一年内返済予定長期借入金	573,739
長期借入金	3,177,684
預り保証金	198,640
計	6,359,943

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,031,305千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額
賃貸用不動産	千葉県茂原市	土地	49,921千円

(経緯)

市場価格が下落した土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(グルーピングの方法)

原則として支店、営業所別に区分し、賃貸用不動産については、個々の物件を単位としております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額より測定しており、路線価等を基準にして合理的に算定しております。

2. 受取保険金

台風15号及び台風19号の被害による保険金であります。

3. 災害による損失

台風15号及び台風19号により発生したものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	174,279千円	35円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 224,073千円
- ② 1株当たり配当額 45円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（注2）をご参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	4,158,122千円	4,158,122千円	—千円
(2) 受取手形及び営業未収金	1,764,165	1,764,165	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	374,989	374,989	—
(4) 支払手形及び営業未払金	(655,019)	(655,019)	—
(5) 短期借入金	(2,534,880)	(2,534,880)	—
(6) 長期借入金	(4,415,747)	(4,407,088)	8,658

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額18,712千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県等において賃貸用の店舗、事務所及び倉庫等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
16,439,542千円	15,798,346千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,669円23銭
1株当たり当期純利益	181円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

南総通運株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 柳 淳 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南総通運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南総通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	鶴岡和雄 ㊞
監査役（社外監査役）	能川浩二 ㊞
監査役（社外監査役）	大坪照康 ㊞
監査役（社外監査役）	菊地豊 ㊞

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,002,460	流 動 負 債	5,180,650
現金及び預金	2,356,491	営業未払金	453,318
受取手形	129,856	短期借入金	2,519,880
営業未収金	1,419,077	一年内返済予定金	548,743
貯蔵品	11,564	長期借入金	96,326
前払費用	53,712	未払費用	352,518
その他	32,190	未払法人税等	215,173
貸倒引当金	△431	未払消費税等	182,705
固 定 資 産	21,459,021	預り金	138,379
有 形 固 定 資 産	19,711,909	前受金	133,882
建物	4,145,853	賞与引当金	223,600
構築物	509,748	その他	316,123
車両及び運搬具	501,866	固 定 負 債	3,988,235
工具、器具及び備品	130,120	長期借入金	3,023,462
土地	13,559,911	退職給付引当金	306,296
建設仮勘定	864,409	役員退職慰労引当金	207,541
無 形 固 定 資 産	177,634	資産除去債務	28,927
借地権	26,171	預り保証金	422,009
水道施設利用権	2,508	負 債 合 計	9,168,885
電話加入権	5,615	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	143,338	株 主 資 本	16,235,670
投資その他の資産	1,569,478	資本金	538,500
投資有価証券	221,069	資本剰余金	497,585
関係会社株式	894,650	資本準備金	497,585
出資金	15,390	利益剰余金	15,214,595
破産更生債権等	18,650	利益準備金	91,035
繰延税金資産	244,095	その他利益剰余金	15,123,559
差入保証金	54,900	固定資産圧縮積立金	70,756
その他	144,942	別途積立金	12,050,000
貸倒引当金	△24,220	繰越利益剰余金	3,002,803
資 産 合 計	25,461,482	自 己 株 式	△15,010
		評価・換算差額等	56,925
		その他有価証券評価差額金	56,925
		純 資 産 合 計	16,292,596
		負 債 純 資 産 合 計	25,461,482

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 入		11,930,879
営 業 支 出		10,127,435
営 業 総 利 益		1,803,444
一 般 管 理 費		696,491
営 業 利 益		1,106,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	57,206	
受 取 手 数 料	19,502	
受 取 助 成 金	3,976	
受 取 保 険 金	873	
車 輛 売 却 益	13,484	
そ の 他	1,488	96,531
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,736	
車 輛 除 売 却 損	0	39,736
経 常 利 益		1,163,747
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	43,257	43,257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	7,197	
災 害 に よ る 損 失	41,231	48,429
税 引 前 当 期 純 利 益		1,158,575
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	355,100	
法 人 税 等 調 整 額	△4,936	350,163
当 期 純 利 益		808,411

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2019年4月1日残高	538,500	497,585	91,035	76,778	11,550,000	2,862,648
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△174,279
当期純利益						808,411
固定資産圧縮積立金取崩額				△6,022		6,022
別途積立金積立額					500,000	△500,000
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	△6,022	500,000	140,155
2020年3月31日残高	538,500	497,585	91,035	70,756	12,050,000	3,002,803

(単位：千円)

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金 合 計				
2019年4月1日残高	14,580,462	△15,010	15,601,538	77,281	15,678,820
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△174,279		△174,279		△174,279
当期純利益	808,411		808,411		808,411
固定資産圧縮積立金取崩額	—		—		—
別途積立金積立額	—		—		—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）				△20,356	△20,356
当事業年度中の変動額合計	634,132	—	634,132	△20,356	613,776
2020年3月31日残高	15,214,595	△15,010	16,235,670	56,925	16,292,596

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表計上額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外費用の「車輛除売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

なお、当事業年度における「車輛除売却損」の金額は0千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,539,908千円
土地	10,795,267
計	12,335,176

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,394,880千円
一年内返済予定長期借入金	548,743
長期借入金	3,023,462
預り保証金	198,640
計	6,165,725

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,977,572千円

3. 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入債務に対して、保証を行っております。

南総給業株式会社 390,140千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	103,871千円
短期金銭債務	70,249千円
長期金銭債務	400千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引高	
営業収入	772,267千円
営業費用	275,377千円
(2) 営業取引以外の取引高	
資産購入高	712,849千円
その他	76,060千円
2. 受取保険金	
台風15号及び台風19号の被害による保険金であります。	
3. 災害による損失	
台風15号及び台風19号により発生したものであります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	20,600株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,106千円
賞与引当金	77,602
ゴルフ会員権評価損	6,690
貸倒引当金	5,576
役員退職慰労引当金	62,054
退職給付引当金	91,582
減損損失	175,384
資産除去債務	8,649
その他	23,095
小計	464,741
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△169,030</u>
合計	<u>295,710</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	30,179千円
資産除去債務に対応する除去費用	3,588
その他有価証券評価差額金	17,846
合計	<u>51,614</u>

繰延税金資産の純額

244,095

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な

項目別の内訳

法定実効税率	29.9%
(調整)	
住民税均等割	1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3
評価性引当額の増減	△0.4
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.2%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南総総業 株式会社	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫保管、運 送業務の受注	762,671	営業未収金	97,506
						その他 流動資産	5,479
				倉庫保管、附 帯作業の外注	218,573	営業未払金	2,960
				事務受託	14,400	—	—
	債務保証 (注3)	390,140	—	—			
	南総建設 株式会社	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫設備等の 建設及び修繕	712,849	未払金	35,968

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社は連結子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っておりますが、保証料の受取はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,272円00銭

1株当たり当期純利益 162円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

南総通運株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 柳 淳 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南総通運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	鶴岡和雄	㊟
監査役(社外監査役)	能川浩二	㊟
監査役(社外監査役)	大坪照康	㊟
監査役(社外監査役)	菊地豊	㊟

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保に意を用いつつ、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

また、当社は2019年11月10日をもちまして、創立77周年を迎えました。つきましては、株主の皆様のこれまでの支援にお応えするため、基本方針を踏まえた普通配当35円に、記念配当10円を加え、当期期末配当は1株につき45円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円（普通配当35円、記念配当10円）

総額 224,073,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

現在の当社取締役会は6名の社内取締役と1名の社外取締役で構成されておりますが、社外取締役を増員することにより、コーポレートガバナンスのより一層の強化を図るため選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>や の まさ のぶ</small> 矢野政信 (1958年6月25日)	1982年4月 東金市役所入庁 2014年4月 同市総務部収税課長 2015年4月 同市企画政策部企画課長 2016年4月 同市企画政策部長 2019年3月 同市退職	0株

- (注) 1. 矢野政信氏は、社外取締役候補者であります。
2. 矢野政信氏は、行政機関の要職を歴任した経験から、幅広い見識を有しており、中でも地域経済の動向に対する高い見識をもとに、助言をいただくことで当社の経営強化に寄与していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社と矢野政信氏の間には特別な利害関係はございません。

以 上

株主総会会場のご案内

場所：千葉県東金市東金538番地3
南総通運東金バイパスビル2階
電話 0475-54-3581

株主総会の開催場所を、昨年と変更しております。
ご来場の際は、会場案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

